

事業計画書概要及び事業計画書の基本的な考え方

◆第1次審査、第2次審査共通事項

提案審査の公平性を確保するため、以下の措置を講じる。

○法人等を特定できる情報のマスキング

- ・委員提示の前に、事務局においてマスキングを行う。

○事業計画書概要及び事業計画書の持ち出しの禁止

- ・審査で使用するときを除き、事務局内からの持ち出しを禁止する。

○審査は、特定の場所及び時間内に行う

- ・第1次審査については、委員会開催時間内に行う。
- ・第2次審査については、委員会開催期日前に、場所及び時間を特定し行う。(別紙参照)

◆第1次審査

事業計画書概要について審査を行う。

○第1次審査の得点

- ・提案要求事項の大項目レベル(全7項目)ごとに、各委員が審査(5段階の絶対評価、1,000点満点)
- ・委員10名の平均得点の10分の1を第1次審査の得点とする(100点満点)

○第1次審査合格者の選定

- ・委員ごとに、合計得点の高いトップ3の応募者に対し、

1位	10点
2位	8点
3位	6点

を付与。
- ・委員10名の総得点の上位3者を第1次審査合格者とする。

◆第2次審査

事業計画書及びプレゼンテーションについて審査を行う。

○事業計画書の審査

- ・提案要求事項の中項目レベル（全18項目）ごとに各委員が審査（3者の相対評価、1,000点満点）

○プレゼンテーションの審査

- ・プレゼンテーションの内容について、各委員が審査（200点満点）

○第2次審査の得点

- ・第2次審査の得点は、

第1次審査の得点	100点満点
事業計画書の審査の各委員平均の10分の7	700点満点
プレゼンテーションの審査の各委員平均	200点満点
合計	1,000点満点

とする。

○最適候補者及び次席者の選定

- ・第2次審査の得点の最上位の応募者を最適候補者とし、第2位の応募者を次席者とする。